

## お子さんが感染症にかかった場合の登園について

お子さんに感染症の症状が見られるときは医療機関を受診し診断を受け、治療をしてください。園での集団生活ができる健康状態に回復し、また、登園する場合には医師による証明（下記の登園許可証をご利用ください）が必要になります。

お子さん一人ひとりが園生活を健康で充実した毎日が送られるよう、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

※医療機関に記載を依頼してください。

### 登 園 許 可 証

小豆餅ゆすらうめこども園 園長宛

児童氏名 \_\_\_\_\_

病名 [ \_\_\_\_\_ ]

出席停止の期間 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日から医師の指示する日まで

上記の感染症について、症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので、  
\_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日から登園可能と判断します。

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 医療機関名

医 師 名

Ⓜ

※医療機関名、医師名はゴム印でも構いません。

診察医様へ

小豆餅ゆすらうめこども園では、学校保健法を基本として、入所児童が感染症をり患した際は、園内での集団生活が可能で状態であり、また集団感染につながらないような配慮を保護者に求めています。一部の感染症にり患した児童につきましては、登園再開の際に医師記載の証明書を当園に提出することとしております。つきましては、本証明書の記載を含め、出席停止期間を遵守の上、こどもの健康状態が回復してからの登園再開となるようご配慮いただきますようお願いいたします。

社会福祉法人住吉会 小豆餅ゆすらうめこども園

園長 宇野 富子